Ⅲ．　償　却　資　産

Ⅲ．償却資産

記載事項の説明

１　納税義務者数に関する調

⑴　本調は、償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。

⑵　「法定免税点」とは、法第351条本文の規定による免税点をいい、同条ただし書の規定を適用している市町村における実際の免税点をいうものではない。

⑶　「大都市計」とは、令和６年１月１日における地方自治法第252条の19第１項の指定都市及び東京都特別区の数値を合計したものである（以下の調において同じ。）。

２　償却資産の価格等に関する調

⑴ 　本調は、法第351条本文の規定による免税点以上の償却資産について記載した。

⑵　「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は、市町村ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。

⑶　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、法第349条の３の４、法附則第15条、法附則第15条の２、法附則第15条の３、旧法附則第16条の２、法附則16条の３、法附則第56条、法附則第56条の２、旧法附則64条の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第349条の２に規定する額を合計して記載した。

⑷　「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第740条の規定によって道府県が課する部分の課税標準額を記載した。

３　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

⑴　「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、２の⑵及び⑶の例によった。

⑵　法第349条の３、法第349条の３の４関係

①「第１項（新線構築物）（新線立体交差化施設）」には、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第９号。以下「平成21年一部改正法」という。）附則第８条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第２項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第94号。以下「国鉄関連改正法」という｡）附則第３条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第２項、地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第９号。以下「平成15年一部改正法」という。）附則第11条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第２項及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号。以下「平成16年一部改正法」という。）附則第10条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第２項を含む。

②　「第２項（ガス事業用資産）」には、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「電気事業改正法」という。）附則第78条第１項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の地方税法第349条の３第３項を含む。

③　「第３項（農業協同組合等共同利用機械)」には、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下「令和２年一部改正法」という。）附則第14条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第４項を含む。

④　法第349条の３第13項の各区分は、次のとおりである。

ア　「①（青函・本四鉄道施設）」とは、法第349条の３第13項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から④までに掲げるものを除く。

イ　「②（青函・本四　新線構築物）」とは、法第349条の３第13項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第１項本文の規定の適用を受けるものをいう。

ウ　「③（青函・本四　新線立体交差化施設）」とは、法第349条の３第13項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第１項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

エ　「④（青函・本四　変・送電用資産）」とは、法第349条の３第13項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第24項の規定の適用を受けるものをいう。

⑤　法第349条の３第18項の各区分は、次のとおりである。

ア　「①（特定地方交通線）」とは、法第349条の３第18項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から　⑤までに掲げるものを除くものをいうものであり、国鉄関連改正法附則第３条第10項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第23項を含む。

イ　「②（新線構築物）」とは、法第349条の３第18項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第１項本　　文の規定の適用を受けるものをいう。

ウ　「③（新線立体交差化施設）」とは、法第349条の３第18項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第１項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

エ　「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法第349条の３第18項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第14項の規定の適用を受けるものをいう。

オ　「⑤（変・送電用資産）」とは、法第349条の３第18項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第24項の規定の適用を受けるものをいう。

⑥　法第349条の３の４の「被災代替償却資産」の「決定価格」欄に記載される額は、法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額をいう。

⑦　旧法適用分の内容は、次のとおりである。

ア　「旧第１項（送電用資産・電気事業用）（変電所・電気事業用）」とは、令和２年一部改正法附則第１４条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第１項をいう。

イ　「旧第２項（ガス事業用資産）」とは、令和４年度地方税法等の一部を改正する法律（以下、「令和４年一部改正法」という。）附則第13条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第２項をいう。

ウ　「旧第13項（立体交差化施設）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和46年法律第11号）附則第９条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第13項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和45年法律第24号）附則第６条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第13項をいう。

エ　「旧第18項（熱供給事業用資産）」とは、電気事業改正法附則第78条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の地方税法第349条の３第18項をいう。

オ　「旧第19項（地下道又は跨線道路橋）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和47年法律第11号)附則第８条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第19項をいう。

カ　「旧第21項（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、平成17年一部改正法附則第７条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第21項及び国鉄関連改正法附則第３条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第22項をいう。

キ　「旧第27項（生物系特定産業技術研究推進機構）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成７年法律第40号。以下「平成７年一部改正法」という。）附則第６条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第27項をいう。

ク　「旧第24項（特定鉄道路線）」とは、平成28年地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年一部改正法」という。）附則第17条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第24項をいう。

ケ　「旧第25項（日本電気計器検定所）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年一部改正法」という。）附則第10条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第25項、平成15年一部改正法附則第11条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第28項及び平成７年一部改正法附則第６条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第30項をいう。

コ　「旧第26項（日本消防検定協会）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第26項、平成15年一部改正法附則第11条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第29項及び平成７年一部改正法附則第６条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第31項をいう。

サ　「旧第27項（小型船舶検査機構）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第27項、平成15年一部改正法附則第11条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第30項及び平成７年一部改正法附則第６条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第32項をいう。

シ　「旧第28項（軽自動車検査協会）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第28項、平成15年一部改正法附則第11条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第31項及び平成７年一部改正法附則第６条第５項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の３第33項をいう。

ス　「旧第31項（社会保険診療報酬支払基金）」とは、平成23年一部改正法附則第７条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第31項及び平成17年一部改正法附則第７条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第39項をいう。

セ　「旧第32項（高圧ガス保安協会）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第４号。以下「平成19年一部改正法」という。）附則第６条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第32項、平成15年一部改正法附則第11条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第36項及び地方税法の一部を改正する法律（平成13年法律第８号）附則第８条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第36項をいう。

ソ　「旧第32項（自動車安全運転センター）」とは、平成23年一部改正法附則第７条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第32項及び平成17年一部改正法附則第７条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第40項をいう。

タ　「旧第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）」とは、平成23年一部改正法附則第７条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第33項をいう。

チ　「旧第34項（有線放送電話業務用資産）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第34項、地方税法の一部を改正する法律（平成18年法律第７号。以下「平成18年一部改正法」という。）附則第13条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第35項及び平成16年一部改正法附則第10条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第39項をいう。

⑶ 　法附則第15条関係

①　「第１項（倉庫等）」には、令和４年一部改正法附則第13条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第１項、平成28年一部改正法附則第18条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第１項を含む。

②　「第２項（公共の危害防止施設等）」には、令和４年一部改正法附則第13条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項、地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第８号。以下「平成30年一部改正法」という。）附則第20条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項、平成28年一部改正法附則第18条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号。以下「平成26年一部改正法」という。）法附則第12条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項、地方税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年一部改正法」という。）法附則第８条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号。以下「平成22年一部改正法」という。）附則第11条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第３項、平成20年一部改正法附則第10条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第３項、平成17年一部改正法附則第７条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項、平成16年一部改正法附則第10条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項、地方税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第17号。以下「平成14年一部改正法」という。）附則第５条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項及び地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第８条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項を含む。

　　　なお、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分については、以下の通りである。

ア　「１号」には、令和２年一部改正法附則第14条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則15条第２項第１号、平成30年一部改正法附則第20条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項第１号及び平成28年一部改正法附則第18条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項第１号を含む。

イ　「５号」には、令和２年一部改正法附則第14条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則15条第２項第６号及び平成30年一部改正法附則第20条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項第７号を含む。

ウ　「旧２号」とは、令和２年一部改正法附則第14条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則15条第２項第２号をいう。

エ　｢フッ素系溶剤」には、平成30年一部改正法附則第20条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第２項第３号を含む。

③　「第３項（国内路線用航空機）」には、平成26年一部改正法附則第12条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第３項を含む。

④　「第４項（沖縄電力㈱）」とは、法附則第15条第５項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧法第349条の３第１項の規定の適用を受けるものを除く。

⑤　「第５項（大規模地震防災応急対策用資産）」には、平成26年一部改正法附則第12条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項を含む。

⑥　「第７項（低公害車燃料等供給施設）」には、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号。以下「令和５年一部改正法」という。）法附則第16条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項、地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第４号。以下「平成31年一部改正法」という。）附則第16条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第11項を含む。

⑦　「第８項(国際船舶)」には、地方税法の一部を改正する法律（以下「令和３年一部改正法」という。）附則第12条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項を含む。

⑧　法附則第15条第９項の各区分は、次のとおりである。

ア　「①（特定鉄道事業譲受資産）」とは、法附則第15条第９項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑤までに掲げるものを除くものをいう。

イ　「②（新線構築物）」とは、法附則第15条第９項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第１項本文の規定の適用を受けるものをいう。

ウ　「③（立体交差化施設）」とは、法附則第15条第９項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第１項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

エ　「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条第９項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるものをいう。

オ　「⑤（変・送電用資産）」とは、法附則第15条第９項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第24項の規定の適用を受けるものいう。

⑨　「第12項(新造改良車両(鉄道事業))」には、平成31年一部改正法附則第16条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第16項を含む。

⑩「第14項（都市再生緊急整備地域）」には、令和５年一部改正法附則第16条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項を含む。

⑪　「第15項(都市鉄道施設))」には、令和３年一部改正法附則第12条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項を含む。

⑫　「第17項(鉄道事業再構築事業)」には、令和５年一部改正法附則第16条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第18項を含む。

⑬　「第18項(バイオ燃料製造設備)」には、令和２年一部改正法附則第14条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第26項を含む。

⑭　「第20項(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)」には、令和２年一部改正法附則第14条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第28項を含む。

⑮　「第23項（津波避難施設等）」には、平成30年一部改正法附則第20条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第30項を含む。

⑯　「第25項（再生可能エネルギー発電設備）」には、令和２年一部改正法附則第14条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第33項、平成30年一部改正法附則第20条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第32項を含む。

⑰　「第28項（浸水防止用設備）」には、平成29年一部改正法附則第17条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第39項を含む。

⑱　「第29項（特別特定技術基準施設の耐震化）」には、平成30年一部改正法附則第20条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第40項を含む。

⑲ 「第30項（無電柱化）」には、平成31年一部改正法附則第16条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第41項を含む。

⑳ 「第33項(帰還環境整備推進法人)」には、令和３年一部改正法附則第12条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第43項を含む。

⑷　旧法附則第15条関係

①　「旧第１項（倉庫等）」とは、令和４年一部改正法附則第13条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第１項をいう。

②「旧第３項（公害防止設備）」とは、平成24年一部改正法附則第８条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第３項、平成22年一部改正法附則第11条第４項及び第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第４項、平成20年一部改正法附則第10条第７項及び第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第４項の表第１号及び第２号、平成18年一部改正法附則第13条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項第１号及び第３号、平成16年一部改正法附則第10条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項第２号並びに平成14年一部改正法附則第５条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項をいう。

③　「旧第５項（公共危害防止構築物）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項、平成20年一部改正法附則第10条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第５項、平成18年一部改正法附則第13条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項、平成16年一部改正法附則第10条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項、平成14年一部改正法附則第５条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項、地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第４号。以下「平成12年一部改正法」という。）附則第７条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項並びに地方税法及び国有資産所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成９年法律第９号）附則第９条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項をいう。

④　「旧第６項（公害防止優良更新施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項、平成20年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第６項、平成18年一部改正法附則第13条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項、平成17年一部改正法附則第７条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項及び平成14年一部改正法附則第５条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項をいう。

⑤　「旧第７項（産業廃棄物焼却施設等）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項、平成18年一部改正法附則第13条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第９項、平成16年一部改正法附則第10条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第９項及び平成14年一部改正法附則第５条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第９項をいう。

⑥　旧第７項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）」とは、令和４年一部改正法附則第13条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第７項をいう。

⑦　「第８項（雨水貯留浸透施設）」とは、令和３年一部改正法附則第12条第２項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項、平成30年一部改正法附則第20条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項、平成24年一部改正法附則第８条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項、平成22年一部改正法附則第11条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第22項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号。以下「平成27年一部改正法」という。）附則第17条第１項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第８項をいう。

⑧　「旧第14項（旧国際電信電話㈱）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成５年法律第４号）附則第７条第３項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第14項及び地方税法並びに国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成３年法律第７号。以下「平成３年一部改正法」という。）附則第８条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいう。

⑨　「旧第14項（新造車両(流通業務)）」とは、令和４年一部改正法附則第13条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第14項をいう。

⑩　「旧第15項（地方卸売市場）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成４年法律第５号）附則第８条第６項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び地方税法の一部を改正する法律（平成２年法律第14号）附則第６条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいう。

⑪　「旧第17項」とは、平成３年一部改正法附則第８条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項（国鉄関連改正法附則第３条第12項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第15条第19項を含む。以下同じ。）をいうものであり、その各区分は次のとおりである。

ア　「①（立体交差化施設）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第９号の規定の適用があった償却資産をいう。

イ　「②（旧交納付金法附則第19項）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第19項の規定の適用があった償却資産をいう。

ウ　「③（旧交納付金法附則第20項）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第20項の規定の適用があった償却資産をいう。

⑫　「旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第６条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第19項をいう。

⑬　「旧第20項（水力発電施設の魚道）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第19項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第20項をいう。

⑭　「旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）」とは、平成24年一部改正法附則第８条第８項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第15条第20項及び平成22年一部改正法附則第11条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第35項をいう。

⑮　「旧第20項（スーパー中枢港湾）」には、平成26年一部改正法附則第12条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第20項及び平成23年一部改正法附則第７条第25項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第35項を含む。

⑯　「旧第21項（国立大学校舎）」とは、令和２年一部改正法附則第14条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則15条第21項をいう。

⑰　「旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）」とは、平成26年一部改正法附則第12条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第27項をいう。

⑱　「旧第29項（旧交納付金法附則第17項）」とは、平成21年一部改正法附則第８条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第29項及び国鉄関連改正法第２条の規定による改正前の国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）附則第17項（昭和60年一部改正法附則第16条第３項の規定により，なおその効力を有するものとされる場合を含む。以下同じ。）の表第９号の規定の適用があった償却資産をいう。

⑲　「旧第31項（熱電併給型動力発生装置）」とは、令和３年一部改正法附則第12条第５項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第31項及び平成31年一部改正法附則第16条第４項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第33項をいう。

⑳　「旧第32項（特定事業所内保育施設）」については、令和５年一部改正法附則第16条第９項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第33項を含む。

㉑　「旧第36項（公共荷さばき施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第19項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第36項をいう。

㉒　「旧第36項（対象特定電気通信設備）」とは、令和４年一部改正法附則第13条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第36項をいう。

㉓　「旧第37項（一般廃棄物処理施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第20項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第37項をいう。

㉔　「旧第37項（立地誘導促進施設）」とは、令和４年一部改正法附則第13条第８項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第37項をいう。

㉕　「旧第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等）」とは、令和２年一部改正法附則第14条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第40項、平成28年一部改正法附則第18条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第42項をいう。

㉖　「旧第41項（先端設備等）」とは、令和３年一部改正法附則第12条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第41項をいう。

⑸　法附則第15条の２第２項関係

①　「①（JR北海道・四国に係る特例）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑭までに掲げるもの又は法附則第15条の３第１項の規定の適用を受けるものを除くものをいう。また、平成28年一部改正法第18条第８項及び９項の適用を受けるものを含む。

②　「②（新線構築物）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第２項本文の規定の適用を受けるものをいう。

③　「③（新線立体交差化施設）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第２項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

④　「④（新幹線鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第13項の規定の適用を受けるものをいう。

⑤　「⑤（青函・本四　鉄道施設）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるもののうち、次の⑦から⑨までに掲げるものを除くものをいう。

⑥　「⑥（青函・本四　新線構築物）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるもののうち、同条第２項本文の規定の適用を受けるものをいう。

⑦　「⑦（青函・本四　新線立体交差化）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるもののうち、同条第２項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

⑧　「⑧（青函・本四　変・送電用資産）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるもののうち、同条第25項の規定の適用を受けるものをいう。

⑨　「⑨（河川事業等に係る鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち，法第349条の３第15項の規定の適用を受けるものをいう。

⑩　「⑩（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成17年一部改正法附則第７条第７項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の３第21項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

⑪　「⑪（変・送電用資産）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第25項の規定の適用を受けるものをいう。

⑫　「⑫（新造改良車両（鉄道事業））」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条第16項の規定の適用を受けるものをいう。

⑬　「⑬（鉄道耐震補強設備）」とは、法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条第35項の規定の適用を受けるものをいう。

⑹　法附則第15条の３、法附則第16条の２関係

1. 法附則第15条の３の各区分は、次のとおりである。

ア　「①（承継特例）」とは、法附則第15条の３の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条の２第１項又は第２項の規定の適用を受けるものを除くものをいう。また、平成28年一部改正法第18条第10項の適用を受けるものを含む。

イ　「②（旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）」とは、法附則第15条の３及び法附則第15条の２第１項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第９号の規定の適用があった償却資産をいう。

ウ　「③（ＪＲ北海道・四国に係る特例）」とは、法附則第15条の３及び法附則第15条の２第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第１項の規定の適用を受けるものを除く。

エ　「④（ＪＲ北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）」とは、法附則第15条の３並びに法附則第15条の２第１項及び第２項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第９号の規定の適用があった償却資産をいう。

1. 旧法附則第16条の２の各区分は、次のとおりである。

ア　「旧第11項（平成28年熊本地震　被災代替償却資産）」とは、令和５年一部改正法附則第16条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第16条の２第11項をいうものであること。

イ　「旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）」とは、平成12年一部改正法附則第７条第18項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第16条の２第11項をいう。

⑺ 　法附則第56条、法附則第56条の２、法附則64条関係

①　法附則第56条の「第12項（東日本大震災）」の「決定価格」欄に記載される額は、法第349条の３、法附則第15条（第28項を除く。）から第15条の３まで又は法附則56条の２第４項の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額とし、旧法附則第56条の２第３項の規定の適用を受ける償却資産は除く。

②　旧法附則第56条の２第３項の内容について、「（被災代替鉄道施設等）」とは、平成28年一部改正法附則第18条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第56条の２第３項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第56条第12項の規定の適用を受けるものを除く。

③ 　旧法附則第56条の２第４項の各区分は、次のとおりである。

ア　「①（特定地方交通線）」とは、平成28年一部改正法附則第18条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第56条の２第４項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑤までに掲げるものを除くものをいう。

イ　「②（新線構築物）」とは、平成28年一部改正法附則第18条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第56条の２第４項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第１項本文の規定の適用を受けるものをいう。

ウ　「③（新線立体交差化施設）」とは、平成28年一部改正法附則第18条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第56条の２第４項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第１項ただし書の規定の適用を受けるものをいう。

エ　「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、平成28年一部改正法附則第18条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第56条の２第４項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の３第14項の規定の適用を受けるものをいう。

1. 「旧法附則第64条（新型コロナ先端設備等）」とは、令和３年一部改正法附則第12条第９項及び令和３年一部改正法附則第13条第１項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第64条をいう。

４　償却資産の段階別納税義務者数等に関する調

　　本調は、すべての償却資産について、段階別に納税義務者数及び課税標準額を調査したものである。したがって、法定免税点未満の償却資産も調査の対象とした。
　なお、「計の内訳」の欄には、総務大臣又は道府県知事が価格等を配分した償却資産（法定免税点未満のものを含む。）及び道府県知事が価格等を決定した大規模の償却資産（道府県において課する部分を含む。）についてそれぞれ当該償却資産に係る納税義務者数及び課税標準額を記載した。